

令和5年度「地域歳末たすけあい運動」歳末援護事業による見舞金申請のご案内

長瀬町社会福祉協議会では、歳末たすけあい運動の一環として、歳末援護事業（金品援助事業）を実施します。

今年度より、見舞金の対象区分及び対象者の選定方法が変更され、見舞金の贈呈はご本人様の申請によるものに変更となりました。

以下の区分に該当される方は、裏面の申請書を提出してください。

対 象

いずれも長瀬町内に住民登録し、その住所において在宅で生活している方に限ります。

※ただし、生活保護受給世帯及び施設等入居者を除きます。

- ① 準要保護児童生徒養育世帯
- ② 障害者（身体1級から2級、療育④からA、精神1級から2級）【非課税世帯】
- ③ ねたきり老人等手当・紙おむつ受給者
- ④ ひとり親（母子・父子）世帯 【児童扶養手当全部受給者】

見舞金額

一人 4,000円 ①は保護者及び児童生徒数、②と③は対象者1名、④は子の人数

※当該年度の募金実績額や申請者数により変更する場合があります。

申請方法

裏面申請書（社会福祉協議会窓口にもあります。社会福祉協議会ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、封書にて町社協窓口へ直接または郵送で提出してください。

※申請について、ご不明な点や支援が必要な方は、社会福祉協議会までお問い合わせください。

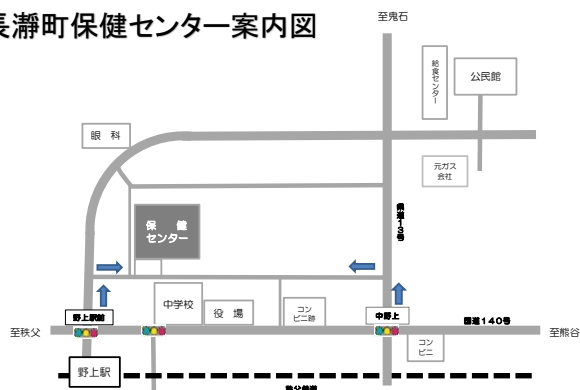
申請期間

11月1日（水）～12月1日（金）（当日消印有効）※締め切り後の受付はできません。

お届け時期

12月中旬にお住いの地域の民生委員がご自宅にお届けします。

長瀬町保健センター案内図



問合せ・申請窓口

社会福祉法人 長瀬町社会福祉協議会

〒369-1304 長瀬町大字本野上1021

長瀬町保健センター2階

電話 0494-66-1139

受付時間（平日）8:30～17:15